（別記）

様式

表　面

第　　号

原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律第13条第２項の規定による

立　入　検　査　証

職名及び氏名

年　　月　　日生

年　　月　　日交付

写



真

文部科学大臣　　印

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ｂ８とすること。

裏　面

原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律（抄）

第13条　文部科学大臣は、この法律の施行に必要な限度において、原子力事業者に対し必要な報告を求め、又はその職員に、原子力事業者の事務所若しくは工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第15条　第13条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、30万円以下の罰金に処する。

○文部科学省令第二十四号

原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百三十四号）の施行に伴い、原子力損害賠償補償契約に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月十三日　　文部科学大臣　下村　博文

原子力損害賠償補償契約に関する法律施行規則の一部を改正する省令

原子力損害賠償補償契約に関する法律施行規則（平成二十一年文部科学省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十八条第二項」を「第十九条第二項」に改める。

附　則

この省令は、原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。